

市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

◆**ゴールデンウィークのごみ収集**
次の祝日は、「家庭ごみ」と「資源物」を平常どおり収集します。収集日にあたっていない地区のあなたは忘れなく。

■4月29日(月)「昭和の日」

■5月3日(金)「憲法記念日」

■5月6日(月)「振替休日」

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5709

「市民100人会」にご協力ください



「市民100人会」は、市がさまざまな事業を進めようとするときに、無作為に選出した100人の市民の力がたから意見を聴き取る広聴制度です。任期は2年で、市が行うアンケートや意見募集などにご協力いただきます。

今年度から新しく会員になっていただくかたへ、依頼文書をお送りします。あなたの声を市政に活かすため、ぜひご協力ください。

●問い合わせ

広報広聴課 ☎(888)5471

介護従事者の資格取得を支援します

介護福祉士実務者研修の受講費の一部を補助します。講座修了前

までに事前申込が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆**広報ID番号** 1028311

対象 市内に居住し、市内の介護事業所で介護従事者として働くことが内定している、または現に介護従事者として働いていて、同事業所で1年以上勤務する予定があるかた(いずれも介護事業所での勤務期間が通算で3年未満で市税に滞納がないかた)

補助額 受講費用の3分の1

(上限2万5千円)

●問い合わせ

介護保険課 ☎(888)5674

特定給食施設開始届の提出をお忘れなく

食事を提供する施設のうち、次の対象施設は、給食を開始した日から1か月以内に「特定給食施設開始届」を、保健所2階保健予防課(八橋)へ提出してください。様式は、市ホームページからダウンロードできます。秋田市電子申請・届出サービスのほか、窓口、郵送、Eメールのいずれかで提出してください。

◆**広報ID番号** 1028492

対象施設 特定かつ多数の人に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上または1日250食以上の

食事を提供する施設

●問い合わせ

保健予防課 ☎(883)1178

海外販路の開拓と拡大を支援します

秋田港の活性化を図るため、左記のとおり、補助金と奨励金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆**市内産品などの海外展開に補助金**

海外での商談や海外展開を目的とした国内外の見本市、オンライン商談会や海外向けインターネット通販サイトへ出展する市内企業へ補助金を支給します(交付の可否は審査によります)。

補助内容 イベントなどの出展経費やコンテナ輸送などにかかる経費の2分の1。上限40万円

申請受付 5月24日(金)まで

◆**広報ID番号** 1007115

◆**コンテナ輸送に奨励金**

秋田港からコンテナ貨物で商品類を輸出・輸入している市内企業のうち、対象年度実績が5TEU(容量の単位)未満の荷主(混載荷主は除く)へ奨励金を支給します。

1TEUあたりの奨励金額



(1企業5TEUまで)

・ドライコンテナ 5万円

・リーフアーコンテナ 7万円

申請受付 6月28日(金)まで

◆**広報ID番号** 1007116

●問い合わせ 商工貿易振興課

☎(888)5730

小規模修繕の受注希望業者の登録を受け付けます

市が発注する、50万円以下の小規模修繕の受注を希望する業者の登録を受け付けます。申請要領・用紙は、市役所4階契約課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

*登録済みのかたも改めて申請が必要です。

◆**広報ID番号** 1017534

対象 市内に主たる事業所があるかた。個人、法人、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、建設工事の業者登録を行っている場合は申請できません

受付期間 5月7日(火)から20日(月)までの、平日午前8時30分～正午、午後1時～5時

●問い合わせ

契約課 ☎(888)5436





◆6月と8月の特別徴収額の計算式

{(前年度の年間保険料額÷6回①)×3回-4月の特別徴収額}÷2回

↑
(①の算出額は100円未満切り捨て)

後期高齢者医療保険料 特別徴収額を調整します



後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの引き落とし)額を1年を通じて均等にすするため、6月と8月の特別徴収額を調整します。

対象となるかたは、収入の変動などにより仮徴収額(4・6・8月)と本徴収額(10・12・2月)の差が大きいかたで、4月下旬に通知書を発送します。金額は上の計算式を参考にしてください(額は100円未満切り捨て)。

●問い合わせ 後期高齢医療課

☎(888)5638

秋田市への移住者数

令和6年2月末現在
()内は前年同月比

令和5年度に
移住した世帯数
182世帯(+9)

令和5年度に
移住した人数
305人(+3)

県に移住希望登録をし
秋田市へ移住したかた

人口減少・移住定住対策課

☎(888)5487



国民生活基礎調査に ご協力ください

4月下旬からそれぞれの調査日前後にかけて、調査員が対象世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

①国民生活基礎調査(世帯票)

調査日▶6月6日(木)

調査項目▶世帯状況、医療保険、就業など

対象地区▶それぞれの地区の一部

南通亀の町1番、4番

問い合わせ▶保健総務課

☎(883)1170

②国民生活基礎調査(所得票)

調査日▶7月11日(木)

調査項目▶所得

対象地区▶①の対象地区の一部

問い合わせ▶保護第一課

☎(888)5669

中小企業や商店街などを 支援します



秋田市の中小企業や商店街などを支援するため、補助金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ 商工貿易振興課

☎(888)5726

◆業態転換等支援事業

新分野進出や生産性向上などの取り組みを行う市内中小企業を支援します(交付の可否は審査により)。

対象事業

新分野進出(新たな市場への進出など)、業態転換(商品・サービスの提供方法の変更など)、生産性向上(商品の付加価値向上、業務の効率化など)

対象経費
工事費や設備導入費など
補助内容
対象経費の3分の1(上限50万円)

◆広報ID番号 1034826

◆商店街・地域中小企業団体等 消費拡大支援事業

物価高騰の影響を受けている市内商店街や各業界・業種を代表する団体などの消費喚起に向けた取り組みを支援します。

対象事業

プレミアム付商品券の発行やスタンプリーなど、市民の消費活動につながるイベント

対象経費

イベントや商品券の発行にかかる経費

補助内容

対象経費の10分の10(上限200万円)

*申請者により異なります。

◆広報ID番号 1026640

所有地(管理地)への 不法投棄を防ぎましょう

管理が行き届いていない土地は、ごみを投棄されやすくなります。周囲への柵などの設置やこまめな草刈り、見回りを心がけましょう。

不法投棄に関する相談は廃棄物対策課へ。☎(888)5713

問い合わせ▶まちづくり戦略室

☎(888)5492